

令和6年度特別監察報告書(概要)

令和7年3月

国土交通省大臣官房監察官室

令和6年度 特別監察の概要

趣 旨

令和6年度監察基本計画に基づき、事務所等に対して、本省主導により、入札契約事務に係る過去の不正事案に関する再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

監察項目

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・ 対象機関

事務所等 3 カ所

- | | | |
|------|---------|--------------|
| 7/17 | 北海道開発局 | 稚内開発建設部 |
| 7/25 | 四国地方整備局 | 高知港湾・空港整備事務所 |
| 7/31 | 中部地方整備局 | 岐阜国道事務所 |

※談合情報や落札率、応札状況等に着目して事務所等を抽出

監察結果

すべて対象機関において、監察項目に係る必要な取組が実施されていた

(参考) 「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書(平成25年3月14日)」より抜粋
第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

監察項目の概要

(1)コンプライアンス意識の徹底に関する取組

- ◆ 全職員の講習会等の受講の徹底
- ◆ 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

(2)事業者・OBとの接触・対応に関する取組

- ◆ 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底
- ◆ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限
- ◆ 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

(3)機密情報管理の徹底に関する取組

- ◆ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- ◆ 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底
- ◆ 発注事務に関する書類等の管理の徹底
- ◆ 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底
- ◆ 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底
- ◆ 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

(4)応札・落札状況の分析に関する取組

- ◆ 応札・落札状況の分析方法の工夫
- ◆ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置
- ◆ 談合情報対応マニュアル等の運用

主な提示意見

今回の特別監察において、監察結果のとおり、すべての対象機関において、監査項目に係る必要な取組が実施されていることを確認した。

しかしながら、「(4)応札・落札状況の分析に関する取組」については、対象機関において、平均落札率・応札率がともに高止まりしている、入札参加者数が少ないなどの状況にあった。入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析するとともに、応札者数を増やすなど競争性の確保に資する取組を行うことが引き続き重要である。

(1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

- ◆ 個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫すること。
 - ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
 - ・事業毎(道路、河川、砂防、海岸、港湾等)の応札・落札状況
 - ・管内の地域毎の応札・落札状況
 - ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

(2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

- ◆ 事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すとともに、談合等の不正事案の再発防止策の実効性を確保するために、本省が事務所等を対象に応札・落札状況の分析を行い、それに基づき特別監察を実施していることを周知すること。
- ◆ より競争性が確保される環境の整備に向けて、入札参加資格の見直し、総合評価落札方式の一層の活用を検討すること。

(3) 談合情報対応マニュアル等の運用

- ◆ 的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、その規定を適切に運用すること。